

## スターワン・テレホンバンク取引規定

### 第1条（適用範囲）

- 1.本規定は、当行のスターワン取引総合規定（以下本規定で「スターワン取引規定」といいます。）を承認のうえ、スターワン取引規定第1条各号の取引（以下本規定で「スターワン取引」といいます。）をされている利用者が、電話による本人名義預金間の振替取引、振込取引、投資信託取引、キャッシュカードによる1日あたりのご利用限度額の変更および残高の照会等を行うテレホンバンク取引（以下「テレホンバンク」といいます。）に適用されます。
- 2.テレホンバンクには、本規定のほかスターワン取引規定、第2条に表示される各取引にかかるスターワン預金規定等の各種取引規定および預金の不正な払い戻しによる被害の補償に関する規定の各条項が適用されます。
- 3.第1項のキャッシュカードによる1日あたりのご利用限度額の変更とは、キャッシュカードによる1日あたりのご利用限度額（1日あたりの引出額、振込額、デビットカード利用額の合計とします。）の引き上げおよび引き下げをいいます。キャッシュカードによる1日あたりのご利用限度額の引き上げには当行所定の上限があります。

### 第2条（テレホンバンク取引）

テレホンバンクでは次の取引および照会等を行うことができます。

- (1) スターワン取引規定に基づくスターワン口座取引（ただし、テレホンバンクではお取り扱いできないものがありますので、オペレーターにご確認ください。）
- (2) 振込取引
- (3) スターワン口座の各預金に関する口座照会
- (4) その他当行がテレホンバンクにて取り扱うことを定めた取引および照会

### 第3条（本人確認）

テレホンバンクにおける本人確認手続きは、次によるほか、当行の定める方法により行うものとします。

#### 1. 暗証番号による確認

- (1) 当行は、利用者がテレホンバンクを利用される際に行う本人確認手続きの中で、利用者が電話機のボタン操作により送信された暗証番号と届出暗証番号との一致を確認します。
- (2) 届出暗証番号を失念したときは、当行所定の方法により利用を申し出てください。当行は、利用申し出を受付後、契約者の届出住所あてに本人確認のための届出暗証番号を郵便により通知します。当行は、取引の安全のため、失念された届出暗証番号を照会されても、回答いたしません。

#### 2. 振込取引およびキャッシュカードによる1日あたりのご利用限度額引き上げと第二暗証番号による確認

- (1) 利用者が、郵送、店頭でのお申し込みなど、当行所定の申込書を用いた方法により口座開設した場合、当行は、テレホンバンクによる振込取引およびキャッシュカードによる1日あたりのご利用限度額の引き上げに使用する第二暗証番号を登録するための登録用暗証番号を、利用者の届出住所あてに郵便により通知します。なお、利用者が、インターネット（パソコン）、スマートフォンアプリでのお申し込みなど、電磁的方法を用いた手続きにより口座開設した場合は、登録用暗証番号の

ご利用はございません。

- (2) 郵送、店頭でのお申し込みなど、当行所定の申込書を用いた方法により口座開設した利用者は、届出暗証番号および登録用暗証番号を利用し、第二暗証番号を当行所定の方法による電話機のボタン操作により届け出てください（以下本項により届け出された第二暗証番号を「届出第二暗証番号」といいます。）。この場合、当行は、本人確認のため、利用者が電話機のボタン操作により送信した届出暗証番号および登録用暗証番号を、当行が記録している届出暗証番号および登録用暗証番号と一致するかを確認します。

この手続きで両者共に一致することが確認できた場合のみ、第二暗証番号の届出を受理します。相当期間経過しても登録用暗証番号の通知が郵送されない場合には、すみやかに当行に手続きの状況を確認してください。なお、インターネット（パソコン）、スマートフォンアプリでのお申し込みなど、電磁的方法を用いた手続きにより口座開設した利用者は口座開設時に利用者自身で第二暗証番号を設定し、使用することができるものとします。

- (3) 当行は、振込取引またはキャッシュカードによる1日あたりのご利用限度額の引き上げの依頼を受け付ける場合、本人確認のため利用者が電話機のボタン操作で送信した暗証番号および第二暗証番号を当行で記録している届出暗証番号および届出第二暗証番号と一致するかを確認します。この手続きで両者共に一致することが確認できた場合のみ、振込取引またはキャッシュカードによる1日あたりのご利用限度額の引き上げの依頼を受け付けます。

- (4) 利用者が届出第二暗証番号を変更するときは、届出暗証番号および届出第二暗証番号を用い、当行所定の方法による電話機のボタン操作により変更手続きをしてください。この場合、当行は、前項と同様に暗証番号と第二暗証番号の確認手続きを行い、両者共に一致することが確認できた場合のみ、変更手続きを受け付けます。

- (5) 1日あたりおよび1回あたりの振込金額が100万円以上となる振込取引は、あらかじめ振込先口座を当行に書面で届け出てください。

### 3. 当行の免責

- (1) 当行が前各項の本人確認をして取り扱ったうえは、テレホンバンクを現に利用された方が利用者本人ではなく、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害は利用者が負担するものとし、当行は、当行の責に帰すべき事由がある場合を除いて一切責任を負いません。届出暗証番号および届出第二暗証番号は、テレホンバンクにおける本人確認手続きのために大変重要なものであり、利用者は、第三者に教えたり、また、知られないように責任をもって管理してください。

#### (2) 暗証番号等の相違による取引中止

- ①テレホンバンクにおいて、連続して当行所定の回数、届出暗証番号が不一致となった場合、その後のテレホンバンクの依頼は一切受け付けません。
- ②テレホンバンクにおいて、連続して当行所定の回数届出第二暗証番号が不一致となった場合、その後のテレホンバンクによる振込およびキャッシュカードによる1日あたりのご利用限度額の引き上げの依頼は一切受け付けません。

#### 第4条（取引金額の上限）

テレホンバンクにおける取引金額の限度等については、スターワン取引規定に定めるところによるものとします。

#### 第5条（電話による取引の依頼、申込成立等）

1. 本人確認手続き終了後、音声ガイドに従い、依頼されるテレホンバンクの内容を当行所定の電話機のボタン操作により送信し、また、オペレーターまたは自動音声応答システムに対して依頼されるテレホンバンクの内容を正確に伝えてください。当行（オペレーターおよび自動音声応答システム）は、利用者から送信された内容およびオペレーターに伝えられた内容（以下総称して「依頼内容」といいます。）を内容確認および確定のために利用者に対してお伝えしますので、利用者は、お伝えした内容が依頼内容として正確であることを確認してください。利用者がお伝えした依頼内容（この確認手続きにおいて、利用者が修正・訂正・追加された内容を含みます。）につき承諾の意思表示をされたときは、当行は、その時点で、利用者が依頼内容を正確なものとして確認されたうえで、その内容どおりのテレホンバンクを正式に申し込みされたものとして取り扱い、当該確認済の依頼内容（以下「確定依頼内容」といいます。）に従いテレホンバンクのために必要な手続きを直ちにとります。ただし、利用者から相当時間内に承諾の返答がない場合または承諾の返答のないまま通話が中断した場合には、当行は、当該依頼内容は取り消されたものとして取り扱います。
2. 前項の確定依頼内容について不備等があったとしても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
3. 確定依頼内容に関して、別途の手続きが必要となるときは、当行所定の手続きをとってください。
4. 利用者からのオペレーターおよび自動音声応答システムに対する依頼内容は、録音され当行に相当期間保存されます。
5. 確定依頼内容を処理するにあたり、当行は、各預金の取引規定にかかわらず、所定の払戻請求書の提示を受けることなく、当行所定の方法により手続きします。なお、同日に同一口座から複数の払戻請求がなされ、払戻金額が払戻可能残高を超えた場合は、そのいずれを払い戻すかは当行の任意とし、また、当行は、支払義務を負いません。
6. 確定依頼内容に関連して、手数料が必要となるときは、当行所定の手数料をお支払いください。

#### 第6条（受付時間、手続き日等）

1. テレホンバンクの依頼は、当行所定のテレホンバンク取扱時間内に受け付けます。なお、テレホンバンクの依頼に際しては、十分な時間的余裕をもってご依頼ください。
2. 本人名義預金間の振替取引は、原則として、当行所定の時間内に受け付けたものは当日手続きします。当行所定の時間外に受け付けたものについては翌営業日（平日。以下同じです。）の当行任意の時間に手続きします。
3. 振込取引は、原則として、当行所定の時間内に受け付けたものは当日に振込手続きします。当行所定の時間外に受け付けたものについては翌営業日の当行任意の時間に振込手続きします。ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。
4. 投資信託の売買は、原則として、当行所定の時間内に受け付けたものは当日手続きします。当行所

定の時間外に受付けたものについては翌営業日に手続きします。

5. 取引に関連して書類が必要なときは、利用者によって必要事項が完全に記載されている書類を当行が受領した後に手続きします。

#### 第7条（取引の変更、撤回）

1. 依頼内容を変更、撤回する場合には、直ちにテレホンバンクセンターまで電話で連絡してください。ただし、連絡の時期によっては、変更、撤回できないことがあります。
2. 当行が裁判所等公的機関の措置等により確定依頼内容の処理ができなくなったときは、確定依頼内容は取り消されたものとして取り扱われます。

#### 第8条（為替相場等）

1. 円預金から外貨預金または外貨預金から円預金への振替を行う場合の為替相場は、それぞれ各預金規定に定める為替相場に従い取り扱われます。
2. 外貨預金への預入時に要した円貨と外貨預金を払出して受け取る円貨との間に生じる為替損益（為替差損または為替差益）は、すべて利用者に帰属します。

#### 第9条（取引内容の確認）

1. 当行は、テレホンバンクによる取引結果をスターワン取引規定に基づき郵送またはインターネット取引画面上に表示される取引明細書に記載して報告します。
2. 当行と利用者との間で取引内容について疑義が生じた場合は、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱うものとします。

#### 第10条（解約、変更）

1. 本規定によるテレホンバンク契約は、スターワン取引が継続している間は解約できません。スターワン取引規定の条項に基づきスターワン口座が解約された場合にのみテレホンバンク契約は終了します。
2. 前1項にかかわらず、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、当行は、テレホンバンク契約を直ちに解約することができます。
  - (1) 相続の開始があったとき。
  - (2) 支払いの停止または破産、民事再生手続きの申し立てがあったとき。
  - (3) 住所変更、連絡先の届出を怠るなど利用者の責めに帰すべき事由により、当行において利用者の所在があきらかでなくなったとき。
  - (4) 本規定に違反する等、当行でサービスの中止を必要とする相当の事由が発生したとき。
  - (5) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合
3. テレホンバンク利用内容の変更または前項による解約は、当行の手続きが完了したときから効力を有するものとします。
4. 前項の手続き完了前に生じた損害について、当行は、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除いて一切責任を負いません。

#### 第11条（手数料）

テレホンバンクにともなう諸手数料は別途定めるとおりとし、当該手数料はスターワン口座にある利用

者のスターワン普通預金から預金規定所定の方法によらずに自動的に引き落とします。

#### 第12条（免責事項等）

1. 利用者が電話機のボタン操作で送信した暗証番号、第二暗証番号および諸届その他書類に使用された印影（または署名）を、届出の暗証番号、第二暗証番号あるいは印鑑（または署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、暗証番号等の不正使用あるいはそれらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除いて責任を負いません。なお、届出印等を届け出ておらずキャッシュカードおよび公的本人確認書類の提示により諸届け等の手続きを行う場合、キャッシュカードおよび公的本人確認書類が利用者本人のものに相違ないと認めて取り扱いましたうえは、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
2. 届出暗証番号または登録用暗証番号を通知する際に、郵送上の事故等当行の責によらない事由により第三者が届出暗証番号または登録用暗証番号を知り得たとしても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
3. やむを得ない事由により通信機器、回線またはコンピュータ等の障害により預金取引等の遅延または払戻不能、ならびに災害、事変、輸送途中の事故または裁判所等公的機関の措置等の事由により生じた損害について、当行は責任を負いません。
4. 本規定において定める場合を除いて、当行の担当者が利用者に対して届出暗証番号等をお伺いすることはありません。

#### 第13条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲示されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

#### 第14条（譲渡、質入れ等の禁止）

本規定に基づく利用者の地位または権利および義務は、譲渡、質入れすることはできません。

以 上